

## マイクロデータを活用した政策研究の推進

### CONTENTS

#### 政策分析インタビュー

マイクロ計量分析と政策研究の  
発展について

大森 義明

横浜国立大学国際社会科学研究院教授

#### トピック

マイクロデータを用いた実証分析

菅 史彦

経済社会総合研究所研究官

#### 経済財政政策部局の動き

「外国企業の日本への誘致に向けた  
5つの約束」の概要

田中 拓郎

政策統括官(経済財政運営担当)付  
参事官(総括担当)付政策調査員

#### 目指すべき共助社会の姿について

立福 家徳

政策統括官(社会システム担当)付  
参事官(市民活動促進担当)付政策企画専門職

岩木 良太

政策統括官(社会システム担当)付  
参事官(市民活動促進担当)付行政実務研修員

#### 経済理論・分析の窓

行政データの研究利用

小原 美紀

大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授

#### ESRI研究紹介

第51回ESRI経済政策フォーラム  
「マイクロデータを活用した政策研究  
の推進」

前田 佐恵子

経済社会総合研究所総務部総務課課長補佐

#### ESRI統計より

統計委員会国民経済計算部会における  
国民経済計算次回基準改定に関する  
審議結果

斎藤 達夫

経済社会総合研究所国民経済計算部  
企画調査課課長補佐

消費動向調査のオンライン調査導入  
に関する調査研究

宮北 優人

経済社会総合研究所景気統計部

政策分析インタビュー

## ミクロ計量分析と政策研究の発展について

横浜国立大学国際社会科学研究院教授

大森 義明

ミクロデータの分析は、その計量経済学的手法の発展に伴い、長足の進歩を遂げている分野と考えられます。今回は、ミクロ計量分析と政策研究の発展に関して、日米双方で研究や後進の指導にご活躍の大森先生にお話を伺いました。

### データの利用と研究の進展

— 最近のミクロデータ利用の状況と研究の進展をどのように見ていらっしゃいますか。

大学や様々な研究機関でもパネルデータ等を集めるなどの取組が行われ、以前に比べて公的統計等も用いられるようになり、最近では日本国内でもミクロ経済分析を実施する研究者が増えました。基本的には日本は個票データの多い国と言えるでしょう。ただ、残念ながら、これらのデータについても十分に使われているとは言えず、日本のデータを利用したミクロ計量分析については、数がまだまだ少ないという感じが否めません。

米国では、基本的に政府が集めたデータは研究・政策評価に自由に用いることができるという原則のようなものがあると思います。データを管理するウェブサイトの名前や所属等必要なことを書けばダウンロードができるというサービスになっているものが多い。中国のデータでもそういう対応ができるものが増えました。

研究者は新たな知見を見出し、成果を論文にまとめることを使命としています。特に、経済学では、他の条件を一定とすれば、何らかの施策等に対する人々の反応は国境を越えて似通っていると考えるので、日本のデータアクセスのハードルが高いのであれば日本のデータで分析しなくてはならないということはありません。最近では、複数国のデータを用いて比較対象をして、制度等が違う国においても同様のことが言えるこ



とを実証する研究も増えています。日本のデータも海外の方に利用いただいて、比較研究などにも活用していただくことが肝要でしょう。

— 若い研究者は政策インプリケーションの強い研究にあまり取り組んでいないという意見もあります。

政策インプリケーションのある研究に取り組むかどうかについては、研究分野にもより様々ではないかと思います。私が研究を進めている労働経済学は、少なくとも米国などでは非常に政策志向が強い分野で、かなり政策に絡んだ論文でなければ、よいジャーナルにはなかなか掲載してもらえません。ミクロデータを使う人たちの研究上の重要な目標は、政策的なインプリケーションがあるような研究をするということ、それはもう間違いないと思います。日本のデータに限らず、データの多くはそもそもそういう政策評価を行うためにデザインされていないのです。非常に使いにくいという点があると思います。記述統計を目的としたデータはそもそも政策評価のために設計されていないので、政策的な分析をするのに必要な情報が欠けていることが少なからず生じるのです。例えば、回答者の詳細な属性、居住地や勤務先の詳細な状況です。

他方、大学における教員の評価方法は米国では、たとえばサイテーションインデックスジャーナルに毎年1本必ず公表しなければならないなど、日本の多くの

大学よりも厳しい評価基準が定められています。日本では研究者が研究をする強いインセンティブが与えられていないということもあります。

— データの利用に関しては、マイナンバー制度が始まるので、行政データ、行政記録情報の将来の利活用についても期待が高まっていると考えられます。

行政データ、もしくは業務データはそのデータがカバーする範囲という意味では広く、サンプルの脱落 (Attrition) がない等の点から注目されていますが、必ずしも研究を実施する際に使いやすいデータというわけではないでしょう。たとえば、2月のESRIフォーラムの資料で大竹先生がふれられている業務データに関しても大変素晴らしいデータと思いますが、これらはそもそもこうした政策の対象となる方を対象に取っているデータですので、サンプルセレクションの問題が起っています。

実は、Attrition、サンプルの脱落が起こることは、計量経済学的手法の発展により、ある程度カバーすることができるようになっていきます<sup>1</sup>。それよりも、こうしたサンプルセレクションの問題を解決して政策効果を取り出すためのサンプル外のデータと変数、いわば操作変数が欠けていることの方が重大だと考えます。

実際に政策分析に使えるデータは、政策を分析するための土台となる経済学的仮説なり理論モデルが念頭にあって必要な変数が見えてくるものと考えられます。つまり、データを使いやすくする、あるいは政策分析に使うデータを収集するには、こうした統計を作成・収集する側に、ある程度の経済学的知識と計量経済学に関する知識を持った人がいなくてはならないということだと思います。実際に分析に用いられるさまざまなモデルのパラメータを識別、推定するのに必要な変数を判断することが必要ということです。

— 今年1月の米国経済学会総会においても行政データに関するセッションが設けられるなど、米国でも行政データの活用についての関心が高いようです。

行政データについて議論が高まっているのは、米国でさえも行政データを自由に使えなかったという実態があるからでしょう。行政データは政策分析のために研究者への提供はある程度行われてきてはいましたが、誰かが使えるようになる自由ではなく、みんなが使えるようにオープンアクセス化していくという観点からの議論と考えられます。

政策研究発展のためには、オープンアクセス可能な

データを用いているかどうかという、アクセシビリティはとても重要だと考えます。何らかの研究実績があったとして、それとは別の研究者が同じデータを使って、同じような結果が得られるとするならば、その研究は裏付けられるでしょうし、逆に手法を変えると異なる結果が得られるのであれば、先行研究に対する議論が生まれるでしょう。このような積み重ねを行うことによって、より頑健な成果が残されて、その分野に関する研究が発達していくのではないかと思います。

日本ではオープンアクセスでのデータ提供サービスはあまり行なわれていません。特に政府の統計調査については、そういう形式ではありません。今は統計法が改正になって研究目的で用いることが全面的にはできるようになりました。これは昔、私がミクロ計量分析を始めた30年前ぐらいとは隔世の感がありますが、ただそれでも現在の利用については、事前に審査があり、研究計画で提出した内容の範囲でしか研究ができないし、また研究利用期限が例えば1年と限られるなど、使いづらいものになっています。データを使った分析については実際にデータを眺めて、そのデータの癖というか、特性をしっかりと把握して分析できる土台を作ることが重要です。もしデータの利用が1年に限られてしまったら、研究ができない、あるいは不十分なまま終わってしまうか、十分なデータの吟味がないままに1年で分析を終えられるような題材に終始するといった選択をすることになるのではないかと思います。この結果、あまり質の良くない研究になってしまうことが懸念されるのです。

以上の話は、公的統計の話ですが、大学等が作成するデータはやはり研究には有用です。実際、米国の労働経済学の実証分析の厚みに貢献したのは、ミシガン大学によるPSID (Panel Study of Income Dynamics) やオハイオ州立大学のNLS (National Longitudinal survey) といったアメリカを代表するデータがあったからと言っても過言ではないでしょう。これらはよくデザイン・管理がなされていて、調査の代表者・主査という立場の方に学者が就いて進めており、研究者のネットワークを利用して質問を構築しています。

最近先述の通り、日本の大学でも、こうしたパネルデータを作成する動きもありますので、今後期待しています。

— 研究の成果について、ある分野について十分な論文のサーベイなどが行われていると、オーソライズされた見解として政策へ利用できて大変よいと思います。

1 「ミクロ計量経済早わかり (1)」*Economic & Social Research (ESR)* No.1 pp.10-11.、「ミクロ計量経済早わかり (2)」*Economic & Social Research (ESR)* No.2 pp.10-12.

サーベイについては、Journal of Economic LiteratureやJournal of Economic Surveysといったジャーナルがあります。何よりも研究者に利用されているのはHandbook of Labor Economics や Handbook of Health Economicsといったハンドブックシリーズです。また、よいジャーナルに掲載されている論文には優れた先行研究のサーベイがありますので、そうしたものを参考にいただければ、それぞれの分野の最新の状況がつかめるのではないかと思います。

私が専門とする米国の労働の分野の例などでも一つの結論が出るのに何十もの研究成果があり、それらが積み重なって、よい研究がクローズアップされてくるわけです。そのように評価が固まらないと議論は難しいと思います。文献サーベイは、そうした数多くの研究があっただけのものなので、一定の蓄積がないとまとめるのは難しいと思います。幸い、日本でも労働の分野に関してはある程度蓄積もあり、雑誌の特集などで研究者たちが最近の研究を紹介をするということも行われています。日本も10年後ぐらいには本格的なサーベイ論文が出てくるのではないのでしょうか。

### 後進の教育

—先生には私ども研究所が主催する研修の講師もお勤めいただきました。先生は、海外の教科書を訳されていますね<sup>2</sup>。

内閣府での研修は数日で終了するもので、残念ながら、受講生の方の状況を十分把握するほどお話ができる状況ではありません。ただ、マイクロ計量分析に関する手法を習得するということは難しく、しっかりとした分析・研究を行える水準になるには十分なトレーニングが必要です。私も学部や大学院で学生を指導していますが、それなりの分析ができるようになるには3年はかかるという印象を持っています。ただ、最近では日本人の大学院生が少ないので、そうして訓練を施した学生が日本に残らないということも起こっていますが。

進んだ内容に関する十分にまとまったいい教科書を日本の方に紹介して、少しずつみなさんにマイクロ計量経済分析とはどのように役立つのかということを広めていく必要があるのではないかと考えて、翻訳という方法に取り組んでいます。以前訳した教科書は、大変

テクニカルなところもある、中上級の方用の教科書だった手前、入門者の方には若干読みづらい教科書だったかもしれません。他方で、かなり入門的な教科書ですと、計量分析の感覚を磨くにはとてもよいと思いますが、それだけでは読んですぐに実際の分析に応用・実践できるという感じにはなりません。今も私は同じ著者によるもう少し入門向けの本<sup>3</sup>の翻訳に関わっています。これは以前、私が訳した中上級の教科書と入門書との間に位置づけられると思います。昔はあまりマイクロ計量経済学の本はありませんでしたが、最近は日本語でもかなり入門的なよい教科書が多く出版されるようになりました。ぜひ、日本の方にマイクロ計量経済学の手法を十分に勉強して頂きたいと考えています。

—本日は、ありがとうございました。



(聞き手：内閣府経済社会総合研究所長 西川正郎)  
(本インタビューは、平成27年5月1日(金)に行いました。)

なお、インタビューの議事録全体は、以下のページからご覧いただけます。

[http://www.esri.go.jp/jp/seisaku\\_interview/seisaku\\_interview2012.html](http://www.esri.go.jp/jp/seisaku_interview/seisaku_interview2012.html)

2 ヨシュア・アングリスト、ヨーン・シュテファン・ピスケ「ほとんど無害」な計量経済学：応用経済学のための実証分析ガイド、大森義明・小原美紀・田中隆一・野口晴子 訳 NTT出版、2013年(原著はAngrist, Joshua and Jörn-Steffen Pischke *Mostly Harmless Econometrics: An Empiricist's Companion*, Princeton University Press, 2009)。

3 Angrist, Joshua and Jörn-Steffen Pischke, *Mastering 'Metrics*, Princeton University Press, 2013.

## トピック

# マイクロデータを用いた 実証分析

経済社会総合研究所研究官  
菅 史彦

## 1. はじめに

一昔前まで、経済学における実証分析といえば「マクロデータ」を用いた分析が主流であった。マクロデータとは、統計調査によって得られた個々の企業や家計の情報を集計したデータのことを指し、代表的なものとしてはGDPや鉱工業生産指数などが挙げられる。90年代半ばまで、データを用いた経済分析の大多数が、そのようなマクロデータを用いた分析であった。一方、集計される前の個々の企業や家計の情報を含んだ「マイクロデータ」<sup>1</sup>を用いた研究は、データへのアクセスが大幅に制限されていたこともあり、あまり行われてこなかった。しかし近年、経済学における実証分析としては、マイクロデータを用いた分析が主流になりつつある。わが国でも、統計法の改正などにより公的統計が以前よりアクセスしやすくなったこともあり、マイクロデータを用いた実証分析が盛んにおこなわれるようになった。マイクロデータを用いた研究は、経済社会総合研究所における研究活動においても重要な位置を占めるようになってきている。本稿ではマイクロデータを用いることの意義と、マイクロデータを用いて研究所で行われている研究の一例を紹介する。

## 2. マイクロデータを用いた実証分析の意義

マイクロデータを用いることのメリットとは何であろうか<sup>2</sup>。個々の経済主体（個人、家計、企業）の情報が集計されてしまったマクロデータで見ることができるのは、関心のある経済変数が時間とともにどのように変化してきたか、および複数の経済変数の変化がどのように連動しているかということだけである。例えば、消費と所得の関係に注目すると、マクロデータか

らわかるのは日本全体で消費と所得がどのように推移し、消費の推移と所得の推移がどのように連動しているか、といったことである。しかしマイクロデータを用いれば、どのような属性（年齢、性別、学歴など）を持つ人が、どのくらいの所得を稼いで、どのくらい消費しているのか、といった詳細な情報がわかる。そのような情報を用いることで、より詳細で丁寧な分析や、マクロデータでは不可能な分析を行うことが可能となるということが、マイクロデータを用いることの最大のメリットである。以下では、そのような研究の例として、私が所属する研究グループで行っている貯蓄率と豊かさの関係に関する分析 (Hori et al. (2014)) の一例を紹介したい。

## 3. 家計の「豊かさ」と貯蓄率に関する分析

この研究の目的は「お金持ちほど、稼いだ所得からより多くの割合を貯蓄にまわす」という仮説を検証することである。このテーマは、特に日本の再分配政策に関する議論において一つの大きな焦点となる。たとえば、消費税については、「貧しい人ほど、所得の中から貯蓄に回す割合（貯蓄率）が低く、消費の割合が高いのだから、消費税は貧乏な人ほど所得に対する負担が重くなる」という議論が頻繁に持ち出される。しかし、そもそも「貧しい家計ほど貯蓄率が低く、裕福な家計ほど貯蓄率が高い」という仮説は正しいのだろうか。貧しい人ほど経済的に余裕がないのだから、その分貯蓄できないというのは当然のことであると考え人も多いかもしれない。しかし、もし家計が生涯で稼ぐ所得の総額（生涯所得）に占める遺産（として使い残す）額の割合に家計間で大きな差がないのであれば、生涯で稼ぐ額と生涯で消費する額の割合にも差がないということになるので、生涯を通じた貯蓄率は生涯で稼ぐ額の多寡とは関係なく家計間でほぼ同じになるはずである。このように考えると、この仮説は経済学的には決して自明ではなく、データを用いて慎重に検証する必要がある。我々は、この仮説が正しいのか否かを検証するため、こうした家計の「豊かさ」と貯蓄率の関係を、マイクロデータを用いて詳細に分析している。この分析の難しさは、「豊かさ」や「貧しさ」をどの

1 あるいはマイクロデータ、個票データとも呼ばれる。

2 マクロデータはマイクロデータを集計したもので、マイクロデータが利用できる統計調査のデータであれば、情報量という点でデメリットは存在しない。ただ、集計するにも手間がかかるので、集計されて公開されているデータで事足りる場合にはマクロデータが用いられる。

ような基準で評価するか、という点にある。例えば、ランダムに抽出された個人・家計の生涯所得がわかれば、それを用いて「豊かさ」を測ればよいが、残念ながら特定の個人や家計の一生涯をカバーするほど長期にわたって調査した統計は存在しない。そのため、ある一時点、もしくは（それほど長期間ではない）複数の時点のデータから得られる情報から「豊かさ」を測る必要がある。それでは、例えば（ある一時点もしくは一定期間における）所得を「豊かさ」の指標として用いるのはどうだろうか。しかし、所得が低い人を「貧しい人」と定義してしまえば、年金で生活するお年寄りもみな「貧しい人」ということになってしまう。それでは、資産の少ない人を「貧しい人」と定義してみるのはどうだろうか。すると、資産を蓄積していない若い人はみな「貧しい人」ということになってしまう。また、所得が比較的高い家計であっても、生活費が割高な都心に住んで子供をたくさん育てていけば、裕福な生活は送っていないかもしれない。このように考えてみると、家計もしくは個人の「豊かさ」を測るためには、各家計や個人について年齢や居住地等をはじめとする様々な「属性」を考慮しなければならないことがわかる。そのため、仮説の検証には、個人および家計の「属性」の情報と、家計の豊かさに関係した情報、および貯蓄率の計算に必要な情報（所得と消費）を含んだマイクロデータが必要となる。そのようなマイクロデータとして、我々は、これまで独自に実施したアンケート調査である『家族とくらしに関する調査』と公的統計である『家計調査』のデータを用いて分析を行ってきた。

『家族とくらしに関する調査』と『家計調査』は、調査対象となった世帯の所得・消費をはじめとする多種多様な情報を含んでいる。我々はそのような情報の中から、特に生涯所得と関係が深いと考えられる変数を取り出し、それらを用いて豊かさの指標を作成している。個々の指標に関する説明は省くが、例えば前に挙げた所得や資産以外に、消費、学歴、職歴などは重要な指標となりうる。また我々の独自の指標として、各家計が購入した財の価格を用いた指標というのを用いられている。これは、同じお米でも高いお米を買っている家計はお金持ちで、安いお米を買っている家計は貧乏であるとみなすという方法であり、各家計が購入した財の量と支払った金額の両方が得られる家計調査

のデータならではの変数といえる。各個人の年齢をはじめとする属性を慎重に考慮したうえでこれらの指標を用いれば、完全ではなくとも、大まかには「貧しい人」「裕福な人」を識別することができる。

それぞれの指標には一長一短があり、どの指標によって得られた結果が正しいかを断定することはできないが、概していえることは、貯蓄率の差は世間で言われているほど顕著ではないということである。より具体的には、たしかに現役世代ではより裕福な家計ほど貯蓄率が高いといえるが、差はとても小さく、既に引退している世代では差がないか、むしろ裕福な家計ほど貯蓄率が低い可能性すらあることがわかった。このことは、若いうちにたくさん貯蓄に励んだ家計は、引退してから多めに消費するという傾向にあることを意味する。これは欧米のデータを用いた先行研究 (Dynan et al, (2004) など) では見られない傾向であり、とても興味深い。もちろん、前述のように「豊かさ」の識別は困難であり、はっきりとした結論を得るにはまだまだ検証の余地があるものの、我々がいまのところ得た結果は、消費税の所得に対する負担割合には著しい偏りはないということを示唆している。

#### 4. おわりに

本稿では、マイクロデータを用いた研究の意義と、マイクロデータを用いた研究所の研究活動について紹介した。アメリカなどの諸外国に比べると、日本におけるマイクロデータの利用可能性にはまだまだ多くの制約がある。今後それが解消され、政策の立案や制度設計に役立つ実証分析が盛んに行われることが期待される。

#### 参考文献

- Dynan, K. E., J. Skinner, and S. P. Zeldes (2004) "Do the Rich Save More?" *Journal of Political Economy*, 112 (2), 397-444.
- Hori, M., K. Iwamoto, T. Niizeki, and F. Suga (2014) "Do the Rich Save More? - Evidence from Japanese Microdata for the 2000s -" *mimeo*, ([http://www.esri.go.jp/jp/workshop/140801/data/20140801\\_hori\\_paper.pdf](http://www.esri.go.jp/jp/workshop/140801/data/20140801_hori_paper.pdf))

菅 史彦 (すが ふみひこ)

## 経済財政政策部局の動き：政策の動き

# 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の概要

政策統括官(経済財政運営担当)付  
参事官(総括担当)付政策調査員

田中 拓郎

## I はじめに

平成27年3月17日、安倍内閣総理大臣出席の下、「対日直接投資推進会議」(以下、「推進会議」という。)において「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(以下、「5つの約束」という。)が決定された。

日本を再活性化するためには、国をオープンにして、多様な文化を持ち、日本へ新たなビジネスモデルや先端技術の研究開発活動等を持ち込む潜在可能性のある外国企業に、日本への立地を積極的に促していく必要がある。しかし、日本語という言葉の問題や制度・慣行の相違もあり、外国企業が日本でビジネスを行い、また、外国人が家族とともに生活することの利便性が十分に確保されているとは言えない状況にある。

そこで、「5つの約束」では、外国企業から利便性を阻んでいると指摘が多い事項について、今年度より早速改善に取り組むとともに、日本に重要な投資をした企業に対して、副大臣を相談相手につける「企業担当制」の運用を今後行っていくこととしている。以下、対日直接投資の推進にかかる最近の動向、及び「5つの約束」の概要を紹介する。

## II 対日直接投資の推進にかかる最近の動向

対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化及び地域の活性化に貢献する。しかし、日本への直接投資はOECD各国等と比較して極めて低い水準にとどまっている(図1)。

こうした中、対日直接投資の推進に向けた課題を整理するため、平成26年2月から4月にかけて、「対日直接投資に関する有識者懇談会」を開催し、外国企業経営者等からのヒアリングを実施した。ヒアリング結果は報告書にまとめられたが、主な概要は以下のとおりである。

## 「対日直接投資に関する有識者懇談会」報告書の概要

### ○対日直接投資の増加に向けた課題

- (1) 低い収益性：日本特有の制度・慣行、コーポレートガバナンスの課題等
- (2) 高いコスト：事業コスト、税負担等

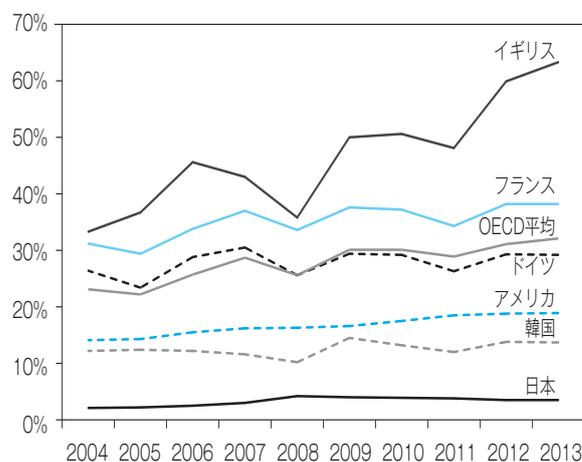
### ○外国企業からの具体的政策提言

- (1) グローバルな制度との調和
  - ①税制
  - ②人材の確保、雇用制度等
  - ③コーポレートガバナンス
  - ④企業合併制度
  - ⑤規制や行政手続きの国際調和
- (2) 経済連携・社会保障協定等の推進
- (3) 生活環境の整備
- (4) 個別事業分野に関する課題
- (5) 対日直接投資に対する支援・優遇策
- (6) 日本の魅力発信

この報告書を受けて、対日直接投資の推進体制を強化するため、平成26年4月25日に推進会議を開催し、対日直接投資推進の取組方針を確認した。これに基づき、推進会議を司令塔として、国内の制度改革等を進めるとともに、対日投資案件の発掘・誘致活動に取り組んできた。

さらに、外国企業や外国人が日本でビジネスや生活を営むための環境整備を推進するため、本年3月17日に安倍内閣総理大臣出席の下、推進会議を開催し、「5つの約束」を決定したところである。

図1 主要国の対内直接投資残高のGDP比



(出所) OECD "International direct investment database"

### Ⅲ 「5つの約束」の概要

アベノミクスによる経済の好循環の進展等により、日本の企業立地点としての国際競争力は飛躍的に高まっている。投資先としての日本に対する評価は向上しており、フローの対日直接投資額も平成24年12月の政権交代以降、大幅に増加した(図2)。

こうした変化を追い風として、外国企業による日本への立地を更に促進するため、外国企業から利便性を阻んでいると指摘が多い事項について、「5つの約束」を決定し、2015年度から早速改善に取り組むこととしている。「5つの約束」の主な概要は以下のとおりである。

#### ○一つ目の約束

「小売店、病院、交通機関等での多言語化」

百貨店・スーパーマーケット等で、外国語で商品を選ぶことができるよう、店内表示の多言語化や、QRコード等を活用した多言語での商品情報表示に取り組む。

外国語で診療を受けられるよう、医療通訳等が配置された拠点病院を全国に整備する。

車や公共交通機関で移動する際も外国語表記を活用できるよう、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」における施策の実施を進める。

#### ○二つ目の約束

「無料公衆無線LANの整備、利用手続の簡素化」

訪日外国人が、街中で、我が国通信キャリアとの契約無しに、無料公衆無線LANを簡単に利用することができるよう、エリアオーナー、通信事業者等に働きかけて無料公衆無線LANの整備を進める。また、商業店舗等において、一度の利用手続で複数のエリアオーナーの無料公衆無線LANが利用できるようにする。

#### ○三つ目の約束

「地方空港におけるビジネスジェット受入れ環境の整備」

外国企業の日本への立地を容易にするため、地方空港において審査ブースの増設、増員を実施するとともに、ビジネスジェット受入れのためのCIQ(税関・出入国管理・検疫)について、事前連絡の期間の短縮化を目指す。

#### ○四つ目の約束

「海外から来た子弟の教育環境の充実、我が国の英語

教育の充実」

海外から来た子弟の充実した教育環境の整備を図るとともに、日本で教育を受けた者が英語で円滑にコミュニケーションが取れるよう、インターナショナルスクールの各種学校としての認可促進、外国人留学生の日本企業への就職支援を図るとともに、我が国の小学校の英語授業の充実を目指す。

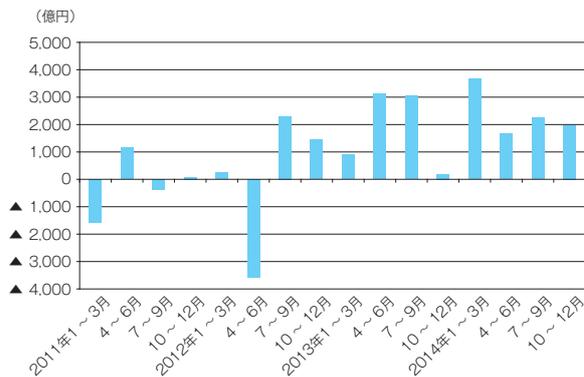
#### ○五つ目の約束

「企業担当制の運用、対日投資誘致のネットワーク」

海外から日本に重要な投資をした企業に対して、副大臣を相談相手につける企業担当制を運用する。

政府、投資誘致機関、地方自治体が連携して投資誘致を行うことが出来るよう、情報の共有や体制整備を行う。

図2 対日直接投資額(フロー)の推移



(出所) 財務省・日本銀行「国際収支統計」  
注：データは国際収支マニュアル第6版準拠

### Ⅳ おわりに

平成24年12月の政権交代以降、アベノミクスや様々な分野における規制改革等の取組が功を奏し、日本のビジネス環境は改善されつつある。

こうした状況の下、2020年にオリンピック・パラリンピック東京大会を開催することも一つの契機ととらえ、日本への直接投資を更に後押しすることを目的として「5つの約束」が決定された。具体的な障害について、対象を絞り、取組のスケジュールを明確にした上で方針として取りまとめた点は非常に意義のあるものである。今後、これらの取組により、日本における外国企業・外国人にとってのビジネス・生活環境のより一層の改善を図り、対日直接投資が拡大していくことを期待したい。

田中 拓郎(たなか たくろう)

## 経済財政政策部局の動き：政策の動き

# 目指すべき共助社会の姿 について

政策統括官(社会システム担当)付  
参事官(市民活動促進担当)付政策企画専門職

立福 家徳

政策統括官(社会システム担当)付  
参事官(市民活動促進担当)付行政実務研修員

岩木 良太

## はじめに

日本経済の再生及び地方の創生を進めていくにあたっては、自分のことは自分で行うという「自助」の精神に立ちながらも、身近な分野で多様な主体が、互いに支え合い、有機的な結び付きを構築し、共に課題を解決していくという「共助」の精神で活動することにより、活力あふれる「共助社会」を作り上げていく必要がある。

以下では、共助社会づくりを推進する内閣府の取組や今後の課題について紹介したい。

## 共助社会づくりの推進について

共助社会づくりを進めていく上で、その担い手は多様化しており、これまで地域社会において重要な意味を持っていた自治会や消防団等の地縁組織のみならず、現在は特定非営利活動法人(NPO法人)及び一般・公益法人等(以下、「NPO等」という。)やソーシャルビジネス等、様々な主体が参加しており、こうした多様な担い手の更なる参加や活動の活発化を促す仕組みを検討していくことは重要である。地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPO法人やソーシャルビジネス等による地域の絆を活かした共助の活動を推進するため、必要な政策課題の分析と支援策の検討を行う場として、内閣府経済財政政策担当大臣の下、有識者による「共助社会づくり懇談会」が平成25年より開催され、昨年度は有識者からのヒアリングや議論が12回にわたって行われた。そして、本年3月、報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」の取りまとめが行われた。

以下、報告書のポイントを紹介する。

様々な課題が山積し人間関係や地縁的なつながりの

希薄化が指摘されている現在、住民のみで従来のような地域での支え合いを求めることが難しくなっている中で、様々な主体による地域課題解決のための活動参加が見られるようになっており、今後も一層の活発化が期待される。このような多様な主体が相互に連携しながら住民を支え、また住民自身も担い手の一人として活動参画を選択していくことが必要であることから、我々の目指すべき共助社会の姿を、「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作りに上げていく社会」としている。

しかしながら、活動への無関心や当事者意識の欠落により、取組が一部に限定されてしまったり、活動への参加手段が分からないなどといった声があるのが現状である。さらに、主体の活動規模や雇用規模を把握し、各主体の特性に応じた活動促進策を検討することが求められることから、共助社会づくりの担い手となる「地域住民」「地縁組織」「NPO等」「企業」「ソーシャルビジネス」「地域金融機関」「教育機関」「行政」の8つの主体の現状と、24の課題を提示している。

そして、これらの課題を克服し、目指すべき「共助社会」を実現させるための27の道筋を提案するとともに、そのような共助社会の実現により我が国が見せるであろう姿として、「つながりの構築」「地域の活性化」「参加の促進」を提示している。

## 市民の積極的参加とNPO法人の関係について

3つの姿に共通して重要なことは、市民の自主的かつ積極的な参加である。特に寄附については、「共助社会づくり懇談会」においても様々な視点から議論がなされている。そこで注目すべき点は、寄附をする人はなぜするのかという点よりも、寄附をしない人はなぜしないのかという点についてである。我々が実施した「平成26年度市民の社会貢献に関する実態調査」(以下、「市民調査」という。)によると、寄附の妨げとなる要因として「寄附をしても、実際に役に立っていないと思えないこと」との回答が35.4%と最も高くなっており、次に回答率の高いものが「寄附先の団体・NPO等に対する不信感があり、信頼性に欠けること」(32.5%)であることから、寄附者にとっては、自分の寄附したお金がどのように使われているか、つまりは「お金の行方」の可視化が重要であると言える。

その点について、NPO法人を対象とした「平成26年度特定非営利活動法人に関する実態調査」によると、資金調達に対する考えとして、「ホームページ・広報誌・地方紙等を活用した活動内容等の紹介による法人運営状況の透明化」が必要と回答した法人は、認定・仮認定法人では46.2%、そうでない法人では29.7%となっている。寄附を重要な収入源とみなしている認定・仮認定法人においても、資金集めの方法として、法人運営の透明化が必要と考えている法人が半数に満たないことは、寄附をする側と寄附を受け取る側の間に認識の差があると言える。

また、寄附以外の市民参加の方法としてボランティア活動がある。ボランティア活動と寄附については、その関係が補完的であるのか、代替的であるのかという点について主に経済学者によって議論されてきた。

市民調査の結果だけでなく、研究者等による独自調査の結果を見ても、我が国では、寄附とボランティア活動は補完関係、つまり「寄附をする人はボランティア活動をし、ボランティア活動をする人は寄附をする」という関係にあると言える。寄附が先かボランティア活動が先かという議論はあるが、それは実際のところ大きな問題ではなく、まずどちらかでも一歩を踏み出すことが重要である。

市民の積極的参加によって先に紹介した報告書にまとめられた27の道筋が、近い将来実現されることを望みたい。

立福 家徳 (たてふく いえのり)  
岩木 良太 (いわき りょうた)

図1 寄附の妨げとなる要因 (n=1,617)

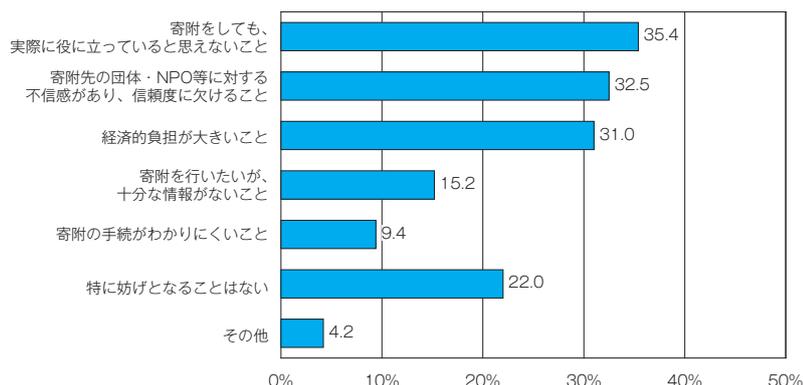
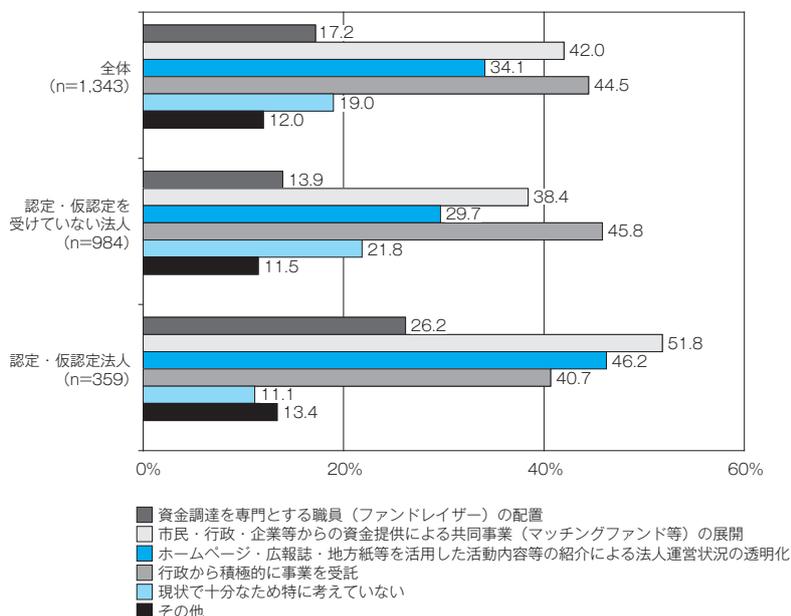


図2 資金調達に対する考え



## 行政データの研究利用

大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授  
小原 美紀

行政データを使った分析が急増している。経済学分野で主要誌に挙げられる *Econometrica*, *American Economic Review*, *Journal of Political Economy*, *Quarterly Journal of Economics* において、行政データ (administrative data) をキーワードに持つ論文の掲載数は、1995年から2005年にかけて6本であったのに対して、2006年から2015年5月時点にかけて17本に上っている (キーワードに入っていないものはもっと多い)。この傾向は筆者が専門にする労働経済学分野ではさらに顕著で、*Journal of Labor Economics* と *Labour Economics* では1995年から2005年にかけて8本であったが、2006年から2015年には42本にまで増えている。

行政データの研究利用に注目しているのは学会だけではない。多くの先進諸国で政府統計局が主導となって行政データの研究への活用が積極的に呼びかけられている。行政データの利用がいち早く進んだ北欧諸国、とくにデンマークやスウェーデン、フィンランドでは、行政データの活用促進のためにホームページを充実させているし、イギリスやオランダ、ドイツなど他のヨーロッパ諸国でも行政データを活用した研究が数多く紹介されている。ヨーロッパほどではないものの、カナダやアメリカでも研究への活用は増加の一途にある。

行政データは行政のために登録された個人情報収集したデータである。当然のことながら必ずしも悉皆調査ではなく標本調査である場合も多い。また、複数の行政にまたがり情報を集約することを目指したものではないし、そもそも分析目的のために集められたデータでもない。このようなデータをどのように研究に利用できるのだろうか。第一に、行政データを使えば様々な経済現象に関して長期動向を計測できる。行政データは決められたテーマに関して長期間にわたって

記録されていることが多い。とくに先進国の統計局による調査は、調査項目の一貫性が保たれているので分析が行われやすい。Schmillen and Möller (2012) はドイツの雇用者登録データを用いて、個人の生涯労働期間に対する失業期間の長さをとった生涯失業率を計算し、初職就職時点の景気の悪さが生涯失業率を高めることを示している。

第二に、複数の行政データを接合させれば、経済主体の様々な属性や環境の差を取除きながら知りたい政策の効果を計測することができる。この場合には接合するための識別番号が必要になる。たとえば Corak, Limndquist and Mazumder (2014) は、アメリカの社会保障番号に基づき接合された所得補助プログラムと社会保険に関する行政データを使って、父親と息子の賃金分布の位置と階層移動を分析している。Lechner and Wunsch (2013) は、ドイツにおいて雇用、失業保険、職業訓練、職業紹介に関する4つの行政記録を接合させたデータを用いて、職業訓練の就業促進効果が小さいことを示している。

行政データの利用が近年になって急増している理由の一つは、因果効果や政策の処置効果を抽出するために、「政策プログラムへの無作為割付」を使うことの重要性が高まっているためである。内生性を取除きながら真の因果効果を抽出し政策評価をすることは近年のマイクロ計量経済学の中心テーマの一つである。古くから *Natural Experiment* と呼ばれる外生変数 (たとえば生まれ月や性別、天候) を操作変数に利用した計量分析が行われてきたが、近年では、個人が何らかの政策プログラムに無作為に割り振られたという事実を利用して、外生的な環境差がもたらした結果に注視することで因果効果を炙り出す方法がとられるようになっていく。社会実験と呼ばれるこの方法を用いて真の処置効果を捉えられることができれば誘導形モデルの分析であっても価値の高いものになるだろう。Chetty (2009) が言うように、処置効果が正しく把握された誘導形モデルの分析は、影響の径路がわかりやすいという意味で、様々な仮定を置きながら行動モデル全体を表現しようとする構造形モデルの分析にはない価値を持つ。ここで、社会実験の状況を分析するのに行政データの利用が役立つ。評価しようとする政策割付に直結した行政データが手に入る場合はもちろん、そうでなくても、政策ターゲットとなったグルー

ブを識別する情報があれば、処置や割付を受けた効果を捉えられるからである。

もちろん、注目する政策に対して社会実験の状態が常に存在するわけではない。その場合には非実験データを利用することになるが、ここでも行政データの利用が役に立つ。実際のところ、政策の影響を受けたグループは限定的であることも多い。そしてそれら影響を受けたと考えられる層ほど調査には回答しない可能性がある。行政データは調査を行う組織が確立されており調査対象者が多いうえ、行政が調査をすることで通常は回答率の低い層も回答してくれる可能性がある。影響を受けた層を標本に含みながら全体の傾向を捉えられ得る。たとえば、筆者らが厚生労働省から失業者と雇用者に関する行政データを接合したデータの提供を受けて行った失業者の職探しに関する研究では、失業者は時間をかけるほど定着率の高い仕事に就けるようになるが、失業給付が切れる直前に行動を大きく変えた人にはこの様子は当てはまらないことが示された。この研究は行政データの提供がなければ行えなかった。失業前後の経路を追跡することは多大なコストがかかり、一研究者が時間とお金を費やして行うには限界がある。

利用にあたっては研究者が注意しなければならないことも多い。第一にプライバシー保護の遵守である。このために行われる事前や事後の審査の煩雑さは回避できない。第二に分析対象の妥当性で、調査対象や標本属性が注目する分析テーマと合致しているかを確認することが必要となる。たとえば、格差の分析をするのに特定のグループばかりが捕捉されている調査回答を使えば全体の姿は見えないだろう。第三に分析結果の説明の十分性で、得られた結果がどのような調査対象をもとに得られていて、どのような範囲までが言えるのか（言えないのか）を明確に伝える必要がある。繰り返しになるが行政データは研究分析のために作られたものではない。行政データそのものの問題ではなく、それをうまく使わなかったために問題が生じることもある。調査対象を把握したうえで分析テーマに合った利用を行い、得られた分析結果が調査対象に依存している可能性や留保すべき点を明らかにすることが求められる。

ヨーロッパで行政データを利用した研究が先駆的に行われた理由の一つに、ヨーロッパにはアメリカより

も中央集権的な政策を多く採用している国が多く、行政データの蓄積がスムーズであったことが挙げられる。行政データを使えるヨーロッパ諸国での研究が活発に行われるようになり、遅れをとったと感じるアメリカの研究者らがその必要性を訴えるという流れもある (Card et al. (2010))。行政データを研究に利用できるという理由で、ある国のある政策に関して多くの研究者が参加して精度の高い研究が進められれば、その国にとってより良い政策インプリケーションが導かれる。これは行政データが存在する日本についてもあてはまる。加えて、日本には多くの興味深い経済・社会環境があり、他国には無い先進的な政策も多い。日本の知見は日本だけでなく海外でも活かされる。行政データの今後の利用は大いに期待されている。

#### 参考文献

- Card, David, Raj Chetty, Martin Feldstein, and Emmanuel Saez (2010) "Expanding Access to Administrative Data for Research in the United States," *NSF SBE 2020 White Paper*.
- Chetty, Raj (2009) "Sufficient Statistics for Welfare Analysis: A Bridge Between Structural and Reduced-Form Methods," *Annual Review of Economics*, 1, 451-488.
- Corak, Miles, Matthew J. Lindquist and Bhashkar Mazumder (2014) "A comparison of upward and downward intergenerational mobility in Canada, Sweden and the United States," *Labour Economics*, 30, pp.185-200.
- Lechner, Michael and Conny Wunsch (2013) "Sensitivity of matching-based program evaluations to the availability of control variables," *Labour Economics*, 21, pp.111-21.
- Schmillen, Achim and Joachim Möller (2012) "Distribution and determinants of lifetime unemployment," *Labour Economics*, 19, pp.33-47.

小原 美紀 (こはら みき)

## ESRI研究紹介

# 第51回ESRI経済政策フォーラム 「マイクロデータを活用した 政策研究の推進」

経済社会総合研究所総務部総務課課長補佐  
前田 佐恵子

近年、マイクロ経済分析手法の長足の進歩を背景に、経済学等の学会においては、マイクロ計量分析手法を活用した実証分析の論文が蓄積されつつある。また、官学の様々な機関によりパネルデータの作成が進められ、政府統計については、統計法の改正（平成21年施行）により学術研究等を目的とした個票の二次利用・外部提供の拡大等が図られたところである。しかし、マイクロデータを活用した実証分析については、各国と比べて質量ともに発展の余地があり、また、政策立案に必ずしも十分に結び付いていないとの指摘もある。

こうした、マイクロデータを活用した政策研究を巡る各種課題について議論を行うため、内閣府経済社会総合研究所は、ESRI経済政策フォーラム「マイクロデータを活用した政策研究について」を開催した（2月27日）。このフォーラムにおける講演、パネルディスカッションはいずれも、実際に政策研究を進めていらっしゃる第一線の研究者によるものであり、先進的な取り組みに携わる方々から見たその実情と問題点が浮き彫りになった。

## 基調講演「マイクロデータを活用した内外の研究の進展と日本における今後の課題について」

市村教授は計量経済学をご専門とされている。とくにこれまでのマイクロデータを用いた分析手法への貢献は、政策を分析する上でのフロンティアを広げるものだ。

今回の講演では、マイクロデータを用いた研究が最近の実証分析の傾向となっていることを踏まえ、こうした分析を支えるものとして、①トレーニングを受けた研究者の存在、②質の高いデータの存在、③学会と政

策当局との関係構築といった取り組みについて議論を展開された。



基調講演：市村英彦教授

## （最近の実証分析の傾向、マイクロデータを用いた分析の課題）

マイクロデータを用いた分析において、単純にデータ平均を見るというだけでは測定したいものが必ずしも測定できるわけではないという代表的な例としてプログラム評価の問題を示し、データを判断することのむずかしさを説明していただいた。また、人々の行動が政策によって変化することを踏まえた分析手段として構造アプローチに関する研究動向についてもふれられた。

プログラム評価の問題とは、実際に何らかの政策の適用対象になった人とそうでない人を比べても、その政策の効果を示したことはないということに指摘する問題である。たとえば、失業に対する政策を考えた場合、失業保険自体の効果が測りたくても、この制度は「失業した」という条件のある人しか給付を受けていないだろうし、職業訓練についても失業し、かつ今後職業訓練プログラムにあるような職業に就こうと考えている人しか参加をしないだろう。そうすると、失業保険の効果はそもそもとして就業状況等に差があって比べることができないだろうし、職業訓練の効果についても、職業訓練を受けることに積極的な人とそうでない人を比べた結果は果たして職業訓練の政策効果と言えるのかどうか怪しいということになる。こうした問題をどう解決するかについては、実際に政策の効果を図るための実験をする、あるいは計量経済学的にそうした個人の属性を除去する方法を考えることができる<sup>1</sup>。

また、構造アプローチ、構造推定については近年急

1 こうした計量経済学的手法については、大森義明 教授「マイクロ経済早わかり」(Economic & Social Research No.1-2に連載)で紹介されていますので、ご参照ください。(http://www.esri.go.jp/esr/backnumber.html)

速に発展がみられる分野と考えられる。上記のようなプログラム評価問題を解決したとしても、実は実際に政策をやってみたことによって人々の行動パターン自体が変化してしまえば、静学的に得られた政策効果は発現しないかもしれない。たとえば、ある地域の住民を対象に政策を行う場合、その地域に住んでいない人がその対象地域に、もしくはその地域から移動するかもしれない。その場合、人々の行動を理論から解き起こして説明することが必要になる。そうした人々の行動変化を説明するには、所得や消費、何らかの人々の行動に関するパラメータ、影響度がどんなものなのかという基礎的な研究も必要となってくるわけだ。

これらは、いずれも政策の効果を見るための分析において念頭に置かれるべき点と考えられる。政策効果を正しく示すためには、上記のような観点や動向を十分に踏まえて分析が実施されるべきではあるが、そのためには以下のような3つの要件が十分必要となることが示された。

#### (分析をささえるもの)

##### 1. トレーニングを受けた研究者の存在

前述のとおり、マイクロデータの分析には、その実施や解釈のために計量的手法において十分な訓練を受けた分析者・研究者が必要である。我が国では分析に対する需要が高いにも関わらず、高い水準のマイクロ実証分析を行える研究者が不足しているとの指摘であった。

この解決のためには、海外にいる有能な学者を日本に引き寄せることにより、研究へのインパクトや後進の研究者の教育を通じてマイクロ実証分析の発展に寄与できるという提案が示された。

##### 2. 質の高いデータ

政府データの利用が可能となりつつあるのはよい傾向だが、より利用しやすくすべき、また、税や社会保障等の行政記録情報等も使えるようになれば、市村教授が紹介したような十分政策を議論する素材を提供できる分析ができるということである。一方、パネルデータについて、有用なデータを構築するには調査実施に工夫が必要であり、例えば優秀な調査員をそろえられるような組織の存在などの必要性を訴えられた。

##### 3. 学会と政策当局との関係

エビデンスに基づく政策が叫ばれて久しいが、政策

課題が明確でなければ、なかなか政策に対しての研究の厚みが得られないことを指摘された。この際、多くの研究成果を得るためには、学会との連携を行っていくことを問われた。

## パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、北村行伸 一橋大学教授からはデータの整備と利用促進に関する現状の解説と提言、大竹文雄 大阪大学教授からは労働分野を中心とする行政データ等を利用した政策研究の実例と今後のデータ利用の在り方、野口晴子 早稲田大学教授からは医療分野を中心とする政策研究の実例とともに政策議論やデータ整備の課題について問題提起をいただいた後、基調講演をなされた市村教授も交えて、議論が進んだ。

簡単だが、一部を紹介する。詳細の議論や資料は、基調講演を含め、内閣府経済社会総合研究所ウェブサイトに掲載している<sup>2</sup>。具体的にはこちらを参照されたい。



パネルディスカッションの様子  
(左から、北村教授、大竹教授、野口教授)

- ・統計法の改正による公的統計の利用促進、エビデンスに基づく政策形成、民間の収集するデータも含めたビッグデータの利用にも期待が高まっている。その中で、公的統計の調査等が時代の変化に対応できておらず、政府の問題意識が研究者に十分理解されていないこと等もあり、求められている政策分析が十分進んでいないという問題がある。
- ・統計法の改正により政府統計の利用は進んだが、現在の課題を分析し、政策へ反映するために必要な情報を得るためには、業務データ（いわゆる行政記録情報）の普及が重要である。労働分野でこれらを使

2 第51回ESRI経済政策フォーラム「マイクロデータを活用した政策研究について」  
([http://www.esri.go.jp/jp/workshop/forum/150227/150227\\_agenda.html](http://www.esri.go.jp/jp/workshop/forum/150227/150227_agenda.html))

った研究は一部に見られるが、税や社会保障等を含めた研究のためには税務統計等を含めて十分なデータ利用の枠組みが必要となる。

- ・医療においては、その質の計測等のためにレセプトデータを中心とした利用が進められつつある。しかし、電子化体制の不備やデータ提供の協力が得られないこと等、データが不十分であるとともにマイクロ実証分析の成果をもととした政策への反映は十分見られないといった問題点もある。
- ・政策分析に使えるようにデータを整備していくには、政策上あるいは理論上、適切な問題設定をすることが最も重要なポイントである。これは研究者と政策企画従事者のどちらか一方に優位性があるものではないだろう。政策研究を進めるには、専門家による研究と政策企画側の問題意識をすり合わせ、それぞれの得意分野での分業を促せるようにし、共同で研究を進める体制をきづくことが必要ではないか。たとえば、官学人事交流を恒常化していくことや、政策課題のスケジュールが学会側にうまく伝わるようにする仕組みが有効と考えられる。
- ・データに基づく政策研究を進めるには、データが社

会的インフラであり、共有資源であるという考え方や政策をよりよくするという公的な目的のために必要なものとの理解を深める必要がある。その理解を得ていくためにも分析を用いた政策的な議論の明確化とともに、信頼を得るためのデータの管理体制が重要となる。

## 政策研究の進展のために

「マイクロデータの作成・収集・提供」、「データを利用した分析の進展」、「政策決定過程へのインプット」の各面・各段階での努力は続けられ、それについては一定の評価が示されているととらえられた。しかし、各段階において発展があったとしても、これらの有機的なつながりを伴わなくては、政策研究を推進する方向につながらないという現状の政策と研究の構造的課題に注目が集まったといえる。政策課題をいかに顕在化させていくのか、政策と学会・研究者とのコミュニケーションをどう取っていくべきなのかが、おそらく政策研究を活性化していく中でのカギとなっていくのだろう。

前田 佐恵子 (まえだ さえこ)

## マイクロ経済分析活用の循環への課題

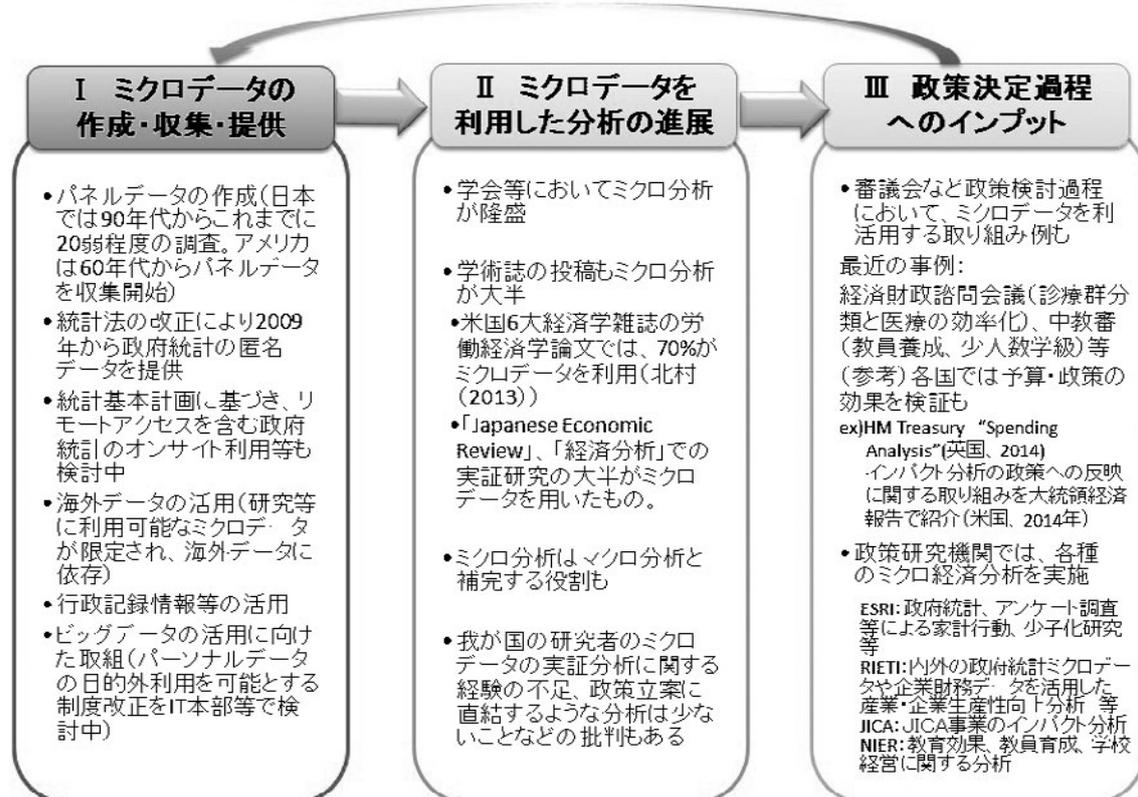


図 ミクロ経済分析活用の循環への課題(フォーラム配布資料より)

## ESRI統計より：国民経済計算 統計委員会国民経済計算部会 における国民経済計算次回 基準改定に関する審議結果

経済社会総合研究所国民経済計算部  
企画調査課課長補佐  
齋藤 達夫

### はじめに

統計委員会国民経済計算部会（以下「SNA部会」）における我が国国民経済計算（以下「JSNA」）次回基準改定に関する審議状況については、ESR No.7（2014年冬号）において、第1回SNA部会<sup>1</sup>及び第2回SNA部会の審議状況を述べたが、本号では、その後の第3回SNA部会及び第4回SNA部会、第5回SNA部会における審議結果について紹介する。

### 一般政府部門に係る記録の改善、雇用者ストックオプションの取扱い、企業年金の記録方法の変更について（第3回SNA部会）

「一般政府と公的企業との間の例外的支払（高額・不定期な支払）の取扱いの精緻化」、また「金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充」として「雇用者ストックオプションの取扱い」「企業年金の記録方法の変更」について審議を行った。

まず、「一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱いの精緻化」については例えば以下を内容とする。具体的には、公的企業から一般政府への（特別な立法措置を伴うなど）不定期・例外的な資金の流れについて、現行基準JSNAでは実物取引の「資本移転」として記録し、政府の純貸出／純借入（いわゆる収支尻）の改善要因となっているところ、次回基準改定では2008SNAの考え方に沿って、「持分の引出し」（減少）及び反対取引としての現・預金の増加という金融取引

として記録され、収支に中立的な扱いとなる。こうした一時的な変動要因を実物取引から金融取引に変更することにより、一般政府の純貸出／純借入やプライマリーバランスの趨勢的な動向の把握が可能となる。

次に、「雇用者ストックオプションの取扱い」について述べる。雇用者ストックオプションとは、企業が雇用者に対して付与する株式の購入権のことであり、定められた日付またはその後の一定の期間内において、雇用者が、雇主企業の株式について所与の株数を予め定められた価格で購入することができる権利である。こうした雇用者ストックオプションについて、2008SNAでは、雇用者報酬に含めるとともに、それに対応して金融資産に記録することとされている。こうした取扱いを受けて、JSNAにおいても、権利の付与・行使に一定のパターンを仮定した上で推計を行い、雇用者報酬や金融資産に記録することとする。これによる雇用者報酬の押し上げは0.01%～0.02%程度であるが、JSNAの国際比較可能性を高めるとともに、今後のストックオプションの増加の可能性に備え、提供情報を拡充する意義がある。

「企業年金の記録方法の変更」については、2008SNAにおいて、雇用関連の「確定給付年金制度」に係る発生主義での記録を徹底するとの勧告に対応するものである。次回基準の下でのJSNAにおいては、これに対応し、例えば、「退職給付会計基準」の対象となる確定給付企業年金や退職一時金制度に係る受給権についてこれまでは上場企業分を中心に計上していたものを、一国ベースに拡充するとともに、これらに関する雇主の社会負担（事業主負担分）について企業会計と整合的に、実際の支払ベースではなく将来への支給に備えた引当（発生）ベースで記録する、といった変更を予定している。こうした変更により、家計貯蓄（率）が影響を受けることが見込まれる。

以上について、特段の異議なく了承された。

### 金融資産分類の拡充・細分化、金融機関の内訳項目の精緻化、私立学校の制度部門上の位置づけについて（第4回SNA部会）

「金融資産分類の拡充・細分化」、「金融機関の内訳

<sup>1</sup> SNA部会は各開催回を通算しているため、本稿における第1回は、正式には第13回、第2回は第14回、第3回は第15回、第4回は第16回、第5回は第17回となる。同部会の資料は、次のURLを参照（第13回～第17回）<http://www5.cao.go.jp/statistics/sna/sna.html#gl>

項目の精緻化」及び「私立学校の制度部門上の位置づけ」が審議された。

「金融資産分類の拡充・細分化」は、前項で説明した「雇用者ストックオプション」に加え、住宅ローン保証などいわゆる大数の法則が働く債務保証である「定型保証」といった新たな概念の導入や、年金受給権の取扱の変更等に伴う名称変更などの内容である。また、「金融機関の内訳項目の精緻化」については、2008SNAの勧告に沿って、「マネーマーケットファンド」（公社債投信の一部）や「公的専属金融機関」を新設する等としている。なお、「公的専属金融機関」には、政府系金融機関のうち、資金の運用側と調達側において限られたグループのみを取引相手とするような金融仲介機関が含まれる予定である。これらの変更について、SNA部会では、特段の異議なく了承された。

最後に、私立学校の制度部門上の位置づけを非市場生産者の対家計民間非営利団体から市場生産者の民間非金融法人企業に変更する事務局案について、第1回で審議した際に意見が分かれたことから、再度審議が行われた。委員からは、「SNAの国際基準の原則を重視することもユーザーとして意義があることと考えるため、事務局案を支持する」など、事務局案に賛成する意見が呈せられた一方、「SNAマニュアルに従えば、事務局案の整理になることは理解できるものの、国立学校と私立学校との間で、提供するサービスが異なる場合でもSNA上の産出額が私立学校の方が小さくなることは、一般のユーザーの方には受け入れられにくいのではないか」など、事務局案への異論も示され、委員の間で大きく意見が分かれた。

この結果、部会としては、次回基準改定では私立学校の制度部門の変更は見送ることとし、必要に応じて、次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度検討する、との結論に至った。

## 答申案、2008SNAに係るその他の事項等について（第5回SNA部会）

第4回SNA部会までの議論を踏まえ、統計法第6条に基づく「国民経済計算の作成基準」の変更に係る答申案<sup>2</sup>について議論が行われ、了承された。

また、この他、作成基準には関わらないが、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定において対応する予定の2008SNAに係るその他の事項等について事務局から説明を行った。具体的には、①「所有権移転費用の扱いの精緻化」住宅・宅地の売買に係る不動産仲介手数料を新たに中間消費から総固定資本形成として記録する等）、②「中央銀行の産出の明確化」（中央銀行の産出のうち金融政策サービスなどの非市場産出分について、金融機関の中間消費でなく政府が最終消費する扱いとする等）等について、若干ではあるがGDP水準を高めるような事項が、次回基準改定では導入される予定となっている。

他方で、2008SNA事項のうち次回基準改定でも基礎統計上の制約等の理由から対応が難しいものとして、「フィナンシャルリースとオペレーティングリースの区分」（リース対象資産を使用することに伴う便益を賃貸人と賃借人のどちらが引き受けるかによって、同資産の貸借対照表での計上先を区別する）等があるとの説明も行われた。

## むすび

計5回にわたるSNA部会における審議の後、平成27年3月23日の第85回統計委員会において、「国民経済計算の作成基準の変更について」の答申案が審議・了承された。今後、内閣府国民経済計算部では、本答申に基づき、平成27年6月予定の「平成23年産業連関表（確報）」の公表を受け、平成28年度中を目途とする次回基準改定に向け実推計の作業を進めていく予定である。

斎藤 達夫（さいとう たつお）

2 答申案は、SNA部会第17回資料のうち、資料1を参照。これを踏まえて統計委員会から行われた答申は、次のURLを参照（諮問第70号）。  
<http://www5.cao.go.jp/statistics/inquiry/inquiry.html>

## ESRI統計より：景気統計

## 消費動向調査のオンライン調査導入に関する調査研究

経済社会総合研究所景気統計部

宮北 優人

## 1. はじめに

景気統計部では、月次の世帯調査として消費動向調査を実施している。同調査においては、今後半年間の「暮らし向き」「収入の増え方」「雇用環境」「耐久消費財の買い時判断」「資産価値」の見通しや、1年後の物価の見通しなどを尋ねている。このうち、「暮らし向き」「収入の増え方」「雇用環境」「耐久消費財の買い時判断」の4つの問いに対する答えを集計した「意識指標」を統合して「消費者態度指数」として公表しており、消費者マインドを表す代表的な指標として広く用いられている。

同調査は現在、郵送調査法で実施しているが、調査に応じてくれる世帯の拡大による回収率の向上、消費者マインドのより早期の把握等を目指して、オンライン調査法<sup>1</sup>の導入を検討する調査研究を実施した<sup>2</sup>。

## 2. 調査研究の概要

一般に、意識に関する調査では、調査モードの違いが回答に影響すると考えられていることから、本調査研究では、郵送調査とオンライン調査の2つの調査モードの違いによって生じる回答（消費者マインド）の違いを検証した。

調査方法は、同一の母集団から抽出した2つの同質の世帯群に対し、それぞれ郵送調査、オンライン調査を5か月間に渡り、毎月1回継続して実施して比較することとした（以下それぞれ「郵送調査群」、「オンライン調査群」という）。具体的には、業者が保有するモニター2,000世帯に対し、まず郵送調査を実施し、

その回答結果及び回答者の年代、居住地域等の属性情報を利用し、郵送調査群とオンライン調査群が同質になるように1,000世帯ずつの2つの群に割り付けた。その後、2群に対し、それぞれ郵送調査法、オンライン調査法による調査を4か月間継続して実施した。

調査項目は、消費動向調査の調査票を活用（一部加工）することとし、消費動向調査と同様の内容とした。

## 3. 両調査法における各調査項目の結果比較

各意識指標及びこれらの意識指標を統合した消費者態度指数については、郵送調査群、オンライン調査群ともに、各指標の水準や前月差の増減の方向が似通った傾向を示し、大きな差はみられなかった。

しかし、「物価の見通し」では両調査群の回答傾向に違いがみられた。割付け段階では、大差なく2つの群に割り付けたはずだが、2か月目（割り付け後）の調査の「（物価が）上がる」とする回答割合が、オンライン調査群では8.6ポイント低下した（89.7%→81.1%）のに対し、郵送調査群では1.8ポイント増加し（88.4%→90.2%）、9.1ポイントもオンライン調査を上回ることになった。その後の3か月目以降も、オンライン調査群より郵送調査群の方が常に高い傾向がみられた。

## 4. オンライン調査における回答所要時間

次に、オンライン調査群の「暮らし向き」から「物価の見通し」までの全調査項目の回答に要した時間に関し、短時間で回答を終了したグループ（「30秒未満グループ」）について、それ以上回答のかかったグループ（「30秒以上グループ」）と比較した。

「30秒未満グループ」では、ほぼ全ての調査項目において、「変わらない（真ん中<sup>3</sup>）」と回答する割合が「30秒以上グループ」及び郵送調査群を上回り、直感的に回答する傾向が見られた。こうした影響もあり、消費者態度指数について、「30秒以上グループ」と郵送調査群では同程度の水準で推移した一方、「30秒未満グループ」ではこれらより常に高く、オンライン調

1 第Ⅱ期公的統計基本計画（平成26年3月25日閣議決定）において、「統計調査実施の企画に際しては、オンライン調査の導入を検討することを原則とする」とされている。

2 調査結果の詳細は「消費動向調査の調査方法の改善に関する調査研究（平成26年度実施）」を参照いただきたい。（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/fy2014kenkyu/2014kenkyu.html>）

3 回答は、「良くなる」「やや良くなる」「変わらない」「やや悪くなる」「悪くなる」の5択であり、この「真ん中」は「変わらない」である。

査全体の数値を引き上げる要因となった。

## 5. 回答日と調査基準日との関係

さらに、2群の回答傾向を回答日についても比較した。回答日については、本試験調査では毎月15日を調査基準日とし、回答者に毎月15日時点で回答するよう調査票送付の時点（オンライン調査は毎月10日に配信、郵送調査はその前日に投函<sup>4</sup>）で伝えていたが、実際に15日に回答していたのかを調査した。

その結果、郵送調査群では調査基準日での回答が3割程度であったのに対し、オンライン調査群では1割程度しかなかった。また、オンライン調査群では、5割以上の者が調査票配信日に回答していた。両調査では調査基準日に対する意識に違いが生じ、回答（消費者マインド）にも影響を及ぼし得ると考えられる<sup>5</sup>。

## 6. 今後の検討の方向性

各調査項目の結果については、「物価の見通し」を除けば、郵送調査とオンライン調査とで大差のない結果となったことから、今後は、費用対効果や調査の継続性等も見極めつつ、消費動向調査へのオンライン調査の導入に向けた検討を引き続き進めていくことが必要である。

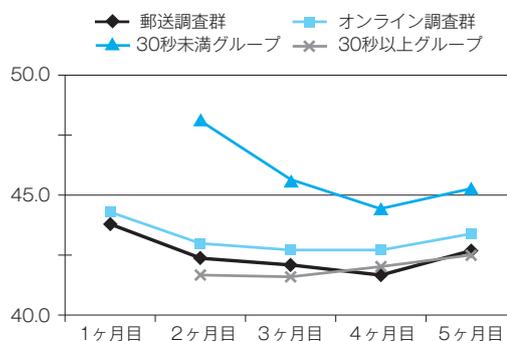
一方、オンライン調査では、直感的に答えてしまう者が発生しやすいこと、調査票配信直後に回答してしまう者が多いこと等を踏まえると、オンライン調査導入に関する検討の際には、これらの影響がどの程度か更に検証することが必要と考えられる。

また、郵送調査がオンライン調査に比べ調査基準日の回答が多かった点、オンライン調査群では調査票配信日に回答する者が多かった点を踏まえると、オンライン調査では、調査票の配信日を調査基準日に近づける等、調査の精度を上げるための対処が必要と考えられる。

宮北 優人（みやきた ゆうと）

図表1 消費者態度指数の比較

	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目
郵送調査群	43.8	42.4	42.1	41.7	42.7
オンライン調査群	44.3	43.0	42.7	42.7	43.4
30秒未満グループ		48.1	45.6	44.4	45.3
30秒以上グループ		41.7	41.6	42.0	42.5



(注) 1か月目は2群割付け後の値である。

図表2 「物価の見通し(上がる)」の回答割合の推移

【郵送調査群】

1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目
88.4	90.2	90.0	87.0	88.9

【オンライン調査群】

1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目
89.7	81.1	80.4	80.2	82.7

図表3 回答日の比較

【郵送調査群】

	投函翌日	2日目~14日	15日	15日以降
2か月目	10.7	56.8	29.5	3.0
3か月目	35.5	31.5	29.0	3.8
4か月目	11.3	57.2	28.0	3.5
5か月目	6.2	63.0	27.9	3.0

【オンライン調査群】

	調査票配信日	2日目~14日	15日	15日以降
2か月目	52.2	28	13.0	6.8
3か月目	60.5	20.6	12.4	6.5
4か月目	60	22.2	11.0	6.8
5か月目	58.8	25.3	10.1	5.8

(注) 毎月15日が調査基準日である。

4 その日が休日（土日祝）に該当する場合は、直前の平日。

5 調査の最後に別途アンケートを実施した。このアンケートにおいて、「調査基準日である15日の回答を意識したか」という質問に対して、「意識した」と回答した者は、郵送調査群の66.3%に対し、オンライン調査群では44.3%と22ポイントの差があった。また、「意識しなかった理由」について、郵送調査群、オンライン調査群ともに「すぐに回答しないと15日に回答するのを忘れてしまうと思った」が7割弱で最も多い回答となった。

6月～8月の統計公表予定

6月 5日 (金)	景気動向指数速報 (4月分)
6月 8日 (月)	四半期別GDP速報 (1-3月期 (2次速報))
	景気ウォッチャー調査 (5月調査)
6月 9日 (火)	消費動向調査 (5月分)
6月10日 (水)	機械受注統計調査 (4月分)
6月11日 (木)	法人企業景気予測調査 (4-6月期)
6月19日 (金)	景気動向指数改訂状況 (4月分)
6月26日 (金)	民間企業資本ストック (1-3月期速報)
7月 6日 (月)	景気動向指数速報 (5月分)
7月 8日 (水)	景気ウォッチャー調査 (6月調査)
7月 9日 (木)	機械受注統計調査 (5月分)
7月10日 (金)	消費動向調査 (6月分)
7月21日 (火)	景気動向指数改訂状況 (5月分)
7月末頃	地方公共団体消費状況等調査 (平成27年3月末時点結果)
8月10日 (月)	景気ウォッチャー調査 (7月調査)
8月17日 (月)	四半期別GDP速報 (4-6月期 (1次速報))

経済社会総合研究所の研究成果等公表実績 (3月～5月)

【3月】

- ・季刊国民経済計算 No.156
- ・ESRI Discussion Paper No.318  
「Examining elementary school children's extracurricular activity participation and their non-cognitive development using longitudinal data in Japan」  
松岡 亮二、中室 牧子、乾 友彦
- ・ESRI Discussion Paper No.319  
「Empirical Research on Depreciation of Business R&D Capital」  
外木 暁幸、北岡 美智代、Wendy C. Y. Li
- ・New ESRI Working Paper No.32  
「Prediction of Term Structure with Potentially Misspecified Macro-Finance Models near the Zero Lower Bound」  
鍾 子健、飯星 博邦
- ・New ESRI Working Paper No.33  
「賃金のばらつきの労働時間と時給への分解——1989～2013年の推移——」  
浜田 浩児
- ・研究会報告書等 No.69  
「国際貿易の影響を勘案した持続可能性指標の在り方に関する調査研究報告書」
- ・研究会報告書等 No.70  
「イノベーション基盤としての産業人材に関する研究会 最終報告書」

【5月】

- ・ESRI Discussion Paper No.320  
「ミンサー型賃金関数の推計とBlinder-Oaxaca分解による賃金格差の分析」  
吉岡 真史
- ・ESRI Discussion Paper No.321  
「New Evidence on Intra-Household Allocation of Resources in Japanese Households」  
堀 雅博、光山 奈保子、清水谷 諭

**Economic &  
Social Research  
(ESR) について**

Economic & Social Research (ESR) は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。本誌のうち、「研究レポート」につきましては、広く投稿を受け付けております。詳細は投稿要綱 (<http://www.esri.go.jp/jp/esr/kenkyu-report/contribution.html>) をご覧ください。

なお、本誌の掲載論文等は、すべて個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所の公式見解を示すものではありません。

内閣府経済社会総合研究所  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府経済社会総合研究所総務部総務課  
TEL 03-6257-1603  
ホームページ <http://www.esri.go.jp/>